

## 発議第1号

京都府後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

京都府後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

平成27年2月13日提出

提出者	京都府後期高齢者医療広域連合議会議員	小林	あきろう
賛成者	同上	野口	久之

### 提案理由

全員協議会を、地方自治法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場とするため、規定を整備する必要があるので提案する。

京都府後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則  
京都府後期高齢者医療広域連合議会会議規則（平成19年規則第1号）の一  
部を次のように改正する。

目次中「第6章 補則（第102条）」を  
「第6章 協議又は調整を行うための場（第102条） に改める。  
第7章 補則（第103条） 」

第6章を第7章とし、第102条を第103条とし、第101条の次に  
次の章名及び1条を加える。

第6章 協議又は調整を行うための場

（協議又は調整を行うための場）

第102条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に  
関し協議又は調整を行うための場として、全員協議会を設ける。

- 2 全員協議会は、議員の全員で構成し、議長が招集する。
- 3 全員協議会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。